

▶ がけ地に近接する危険住宅の補助

対象	補助金額
次の全てに該当するもの ▷対象の区域にある住宅であること。 ▷対象の区域に指定されるよりも前に着工された住宅であること。 ▷このがけ地近接の補助事業による補助を受けていないこと。	▷除却などによる経費(80.2万円を限度) ▷移転による建設または購入をする資金の借入金利(年利率8.5%を限度)相当額 ※建物319万円/戸、土地96万円を限度。

住宅の所有者が危険住宅の除却や移転を行う工事に対し、市が費用の一部を補助します。

New ▶ 土砂災害対策工事の補助

対象	補助金額
次の全てに該当するもの ▷対象の区域にある建築物であること。 ▷対象の区域に指定されるよりも前に着工された建築物であること。 ▷改修前の建築物が構造基準に適合していないこと。 ▷改修後の建築物が構造基準に適合していること。 ▷この土砂災害対策の補助事業による補助を受けていないこと。	工事費の対象は330万円を上限とし、その対象の23% ※75.9万円を限度。

建築物の所有者が行う土砂災害対策工事に対し、市が費用の一部を補助します。

New ▶ 老朽危険空き家の解体の補助

事前に、市から老朽危険空き家の認定を受ける必要があります。認定を受けた後に、必要書類を添付して申請してください。

対象	補助金額	対象工事	募集件数	募集期間
次の全てに該当する空き家の所有者もしくは相続人などが対象となります ▷市内にある空き家で、不良度判定基準を満たしたものの。 ▷木造であるもの。 ▷半分以上が住宅部分であるもの。	解体工事費の3分の1 ※上限30万円。	補助対象空き家の全てを解体する工事	5件 ※申し込み多数の場合は、審査により、危険度が高いところを優先します。	8月31日(木)

問い合わせ先 まちづくり課 (☎43-7156)

- ▷補助については、それぞれ条件が異なりますので、まちづくり課にご相談ください。
- ▷申請書は市のホームページから、ダウンロードすることもできます。

安全な暮らしを見直しましょう

東日本大震災に続き、昨年も熊本県や鳥取県で大きな地震が発生しました。近年、地震が多発し、府中市でもいつ起こるか分かりません。地震への備えには、住宅などの建築物の耐震化を進めることが重要です。

東日本大震災を受けて建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、昨年度、府中市耐震改修促進計画を見直し、第2期計画を策定しました。今後、この計画を基に市内の建築物の耐震化を推進していきます。そのため、府中市でこれまでに行っていた木造住宅耐震診断費補助に合わせ、7月から木造住宅耐震改修費補助を創設しました。これを機に地震に対する備えを考えてみましょう。

土砂災害対策工事や空き家解体にも補助金があります

広島県は土砂災害の危険が高い地域です。地震に伴うがけ崩れなどの被害を軽減させるために、がけ地に近接する危険住宅や土砂災害の対策工事への補助制度も併せて創設しました。さらに、老朽化により危険な状態にある空き家の自主的な解体工事への補助制度を創設し、安全で安心な住環境の向上を図ります。

▶ 木造住宅の耐震診断費補助

対象	補助金額
次の全てに該当するもの ▷市内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること。(併用住宅の場合、半分以上が住宅部分であること) ▷構造が木造在来軸組構法または伝統的構法であること。 ※ツーバイフォー工法、プレハブ工法などは除く。 ▷地階を除く階数が2以下であること。 ▷市に登録された木造住宅耐震診断資格者に依頼して行う耐震診断であること。 ▷この耐震診断費の補助事業による補助を受けていないこと。	耐震診断経費の3分の2 ※4万円を限度。

住宅の所有者が行う耐震診断に対し、市が費用の一部を補助します。

New ▶ 木造住宅の耐震改修費補助

対象	補助金額
次の全てに該当するもの ▷市内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること。(併用住宅の場合、半分以上が住宅部分であること) ▷構造が木造在来軸組構法または伝統的構法であること。 ※ツーバイフォー工法、プレハブ工法などは除く。 ▷地階を除く階数が2以下であること。 ▷市に登録された木造住宅耐震診断資格者が作成する計画書に基づいて行う、定める要件を満たす耐震改修工事であること。 ▷この耐震改修費の補助事業による補助を受けていないこと。	耐震改修費の2分の1 ※50万円を限度。

住宅の所有者が行う耐震改修工事に対し、市が費用の一部を補助します。